

米軍人による道路交通法違反事件に対する抗議決議

平成30年8月11日午前5時4分頃、米空軍嘉手納基地所属の二等軍曹（24歳）が北谷町美浜で警察官から求められたアルコール検査を拒否したとして道路交通法違反（飲酒検知拒否等）で逮捕された。逮捕後、検査に応じ、基準値の約2倍のアルコールが検知されたとのことである。

同日、午前5時半頃には、米海兵隊キャンプ・ハンセン所属の三等軍曹（24歳）が、宜野湾市の国道で基準値の約2倍のアルコールが検知され、同容疑で逮捕されている。

在沖米四軍沖縄地域調整官が再発防止と綱紀粛正の徹底を誓い、在沖米軍人・軍属に対し、飲酒制限や帰宅時間を義務づけているが、飲酒による事件は繰り返されており、去る8日に抗議・要請したばかりである。

このような事件の続発は、リバティー制度違反の疑いの事故もあり、自ら決めたルールも、米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠である。また、これまで同様、自ら犯した罪を素直に認めないのは認識の甘さもあるだろうが、基地内外での処分に大きく違いがあり、その罰則の軽さが影響している可能性も疑われ、直ちに各部隊の罰則の状況とこれまでの対応を示すべきである。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。また、基地内外での罰則に相違がある事と合わせて規範意識が緩んでいるからこそ飲酒絡みの事件が後を絶たないといっても過言ではない。日米地位協定第16条にて「日本国の法令を尊重することが、合衆国軍隊の構成員および軍属や家族の義務」と定められており、協定違反の可能性もあり看過できない。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 2 リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制を強化すること。
- 3 被疑者の沖縄での居住地と在留期間を明確に示し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定すること。

以上、決議する。

平成30年8月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 米太平洋軍司令官 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
嘉手納基地第18航空団司令官 第3海兵遠征軍司令官 在沖米国総領事